

上市町における介護予防ケアマネジメントに関する基本方針について

1 基本方針策定の趣旨

高齢者の自立支援、生活機能の維持・改善等に資することを目的として介護予防ケアマネジメントが行われるよう、上市町と介護支援専門員で共有し、適切な介護保険事業の運営を目指すために基本方針を策定する。

2 介護保険法の基本理念

介護保険法では、介護等が必要な人の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを基本理念としている。

3 介護予防ケアマネジメントに係る基本指針

介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、自立支援や介護予防を目的としたケアマネジメントの結果、適当と判断したサービス内容について、利用者が十分に理解し納得する必要がある。

このため、介護支援専門員は個々の心身の状況や置かれている環境、希望などを十分に把握した上で、要介護状態等の改善又は悪化をできるだけ予防する視点に立ち、介護保険サービスのみでなく様々なサービスなどを調整し総合的かつ効果的に提供することを心がけ、ケアマネジメントの一連のプロセスを実施していくことが求められる。

(1) 介護予防ケアマネジメントの対象者

- ①要支援1・要支援2の認定者で、介護予防・生活支援サービスのみ利用する者
- ②生活機能チェックリストの該当者（事業対象者）で、介護予防・生活支援サービスを利用する者

(2) 介護予防ケアマネジメントの実施主体

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行う。また、その業務の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができる。

(3) 自立支援に対する考え方

被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように配慮されなければならないこととされている。

(4) 利用者本位に対する考え方

利用者本位とは、単に利用者の希望を聞いたままにケアプランを作成することではなく、利用者の希望や価値観を尊重しながら、利用者の希望する背景を分析し、介護支援専門員としての専門性に基づき利用者が正しい判断ができるように情報提供や心理的サポートを行ない、利用者が自らの人生のために介護サービスを利用することができるように支援する必要がある。

(5) 公平中立の視点

介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護サービス等が特定の種類及びサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

(6) 多職種連携の視点

高齢者の自立支援を実現していくためには、介護支援専門員の力だけではなく、サービス事業所や医療機関関係者など高齢者の支援に関わる様々な職種との連携・協働が必要になる。

介護支援専門員は、利用者に対する多職種協働を実践するために、専門職の意思統一を図り、効果

的な支援につなげることが重要である。

4 ケアマネジメントの類型及び実施の手順

介護予防ケアマネジメントのプロセスは、利用者の状態、生活機能チェックリストの結果等により、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来の原則的なケアマネジメントのプロセスに沿ったうえで、以下の3つの類型に分けて行う。ただし、上市町が居宅介護支援事業所に委託するケアマネジメントはAとする。

初回のケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施し、1クール終了後に委託することが望ましいが、初回から委託する場合は、アセスメントに立ち会う、サービス担当者会議に同席する等、適宜ケアマネジメントに関与することとする。

地域包括支援センターは、委託を受けた居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画書原案を作成した際には、当該介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行う。

類型	ケアマネジメントA (原則的な介護予防 ケアマネジメント)	ケアマネジメントB (簡略化した介護予防 ケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみの介護予防 ケアマネジメント)
プロセス	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →サービスの決定 〔ケアプランの確定・交付〕 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】	アセスメント →ケアプラン原案作成 (→サービス担当者会議) →利用者への説明・同意 →サービスの決定 〔ケアプランの確定・交付〕 →サービス利用開始 (→モニタリング(適宜)) ※()内は必要に応じて実施	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者と一緒に目標を設定 →利用するサービス提供者への 説明・送付 →サービス利用開始
対象事業	・従前相当のサービス ・サービス・活動A・C※ ※利用期間を介護予防ケ アマネジメント計画に定 める場合で介護予防支援 に相当するもの	・サービス活動A・C	サービス活動B・D

5 ケアマネジメントの質の向上に向けた取組

介護支援専門員は、介護予防サービスのマネジメントを行う重要な役割を担う専門職です。利用者の自立支援と日常生活の質の向上を実現するために、利用者個々のニーズや課題に対応した適切なケアプランを作成することが求められており、その質の向上が重要な課題である。

このため、上市町では「地域ケア会議」、「地域ケア個別会議」、「介護支援専門員連絡会」等あらゆる機会を通じて、介護支援専門員への支援を行う。

6 附則

令和6年4月1日から適用することとする。